

保険金の管理関係における信託の活用

星野 豊

- 1 問題の所在と本稿の目的
- 2 保険金の管理に関する紛争発生の原因
- 3 保険金の管理関係における信託の活用
- 4 信託の活用に係る問題点と今後の課題

1 問題の所在と本稿の目的

多くの保険金受取人にとって¹、保険金は、保険事故の発生という偶然の事情に基づいて、一気に手中に収まる「大金」であり、日常的一般的な生活上得られる収入とは、感覚的に大きな差異がある。また、保険事故は、多くの場合、損害の発生や関係者の死亡等、保険金受取人にとって心理的社会的に打撃を与えるものであることが少なからずあり、このような事情からも、保険金受取人とその周辺にいる者にとっては、保険金の管理に関して、合理的な判断を期待することが、一般的な状況と比べて、やや難しくなっているものと思われる²。

さらに、幼少者や傷病者など、自身で保険金の管理を合理的に行うことが困難であると考えられる者が保険金受取人であった場合には、保険金受取人自身が保険金を管理することよりも、その周辺にいる者が保険金の管理を事実上行うことは、しばしば生ずるわけであるが、保険金が一気に手中に収まった「大金」であるという事情は、保険金受取人の周辺にいる者に対しても、上記で述べた保険金受取人の感覚と事実上類似した感覚を持たせてしまう可能性が高い³。

このように、保険金が支払われることによって、保険金受取人及びその関係者が、保険金から生ずる利益に対して、法律上の根拠のあるなしにかかわらず、いわゆる「財産的利益」に対する自己の欲求を実現しようとした場合には、保険金の管理権限と管理方法をめぐって、関係者間で紛争が生ずることは、十分予測できるものである。特に、保険金受取人でない者が、保険金受取人との間で生じている他の法律関係の下で、保険金受取人の財産に関する管理権限を有している場合には、かかる者による保険金の「管理」の過程において、保険金が本来の目的と異なる対象ないし金額を以て費消される危険性は、常に生じうると考えて差し支えない。そして、かかる状況における管理権者による管理が違法であるとの評価を受けたとしても、直接の加害者が無資力である等の事情により賠償を受けることができず、保険金受取人に回復し難い損害が生じている場合には、かかる管理権者を法律上監督する義務を負っている者に対する関係にまで紛争の範囲が拡大していくこととなる。このような状況の典型は、前述した、幼少者や傷病者を保険

-
- 1 本稿で検討する状況の下で支払われる保険金には、生命保険と損害保険との双方の可能性があり、保険関係の法的性質や保険金が支払われる事由等が理論上も実務上も異なっているが、本文で示したような、保険金を受領する者にとって従前の生活状況が激変する点については生命保険と損害保険とで実質的な差異はなく、また、後に詳述するとおり、本稿の主張としては、保険関係は保険金の支払の時点で終了させ、保険金管理に関する法律関係は新たに形成される方が望ましいと考えるものであるため、支払われた保険金が生命保険金であるか損害保険金であるかは重要な意味を持たないこととなるから、以下では、特に必要のない限り、生命保険と損害保険とを区別せずに議論していくこととする。
 - 2 理論的には、損害が発生している場合には、保険金は当該損害の補填のために用いられ、保険金受取人に利得は生じない筈であるが、保険金という形で大金を入手した、という事実自体によって、保険金受取人の判断力には、何らかの合理的でない影響が及ぶものと思われる。
 - 3 この場合、保険金受取人でないその周辺にいるだけの者については、そもそも保険金に関する権利も権限もない筈であるが、自己の周辺にいる者に対して一気に大金が生じたという事実によって、かかる保険金から生ずる利益に対して、法律上の根拠が一切ない「錯覚」を覚えてしまう、という方が、より正確であるかもしれない。

金受取人とする保険金の管理について、「親族」等の管理権者が保険金の管理を違法又は不当に行った場合であり、かかる管理権者による「横領」行為を監督義務者がどの段階で発見は正すべきであったかについて責任追及が行われる事案は、徐々に増加していることが窺える⁴。

もっとも、上述したような、ある時一気に大金が関係者の手中に収まることにより、かかる金員の管理権限や管理方法をめぐって紛争が生じうる危険性は、特段保険金に関するものだけでなく、不法行為に基づく損害賠償が被害者に対して支払われた場合や、相続が発生した場合についても同様である。実際、現実の局面では、不法行為により関係者が死亡した場合、不法行為に基づく損害賠償、相続による財産の承継と、保険金の支払が同時並行となることは珍しくないわけであり、その意味では、保険金の管理に関する問題として、かかる状況を殊更取りあげる必要があるかが問題となりうる。しかも、保険事故の発生に基づく保険金の支払は、保険契約に基づいて粛々と行われるべきものであり、保険金を保険金受取人に支払うべき義務を負っている保険者としては、当該保険契約所定の支払方法に従い、当該契約における保険金受取人に対して保険金を支払ってしまえば、理論上も実務上も、一切の責任を免れる筈であり、そのことは違法でも不当でもあるわけではない⁵。

しかしながら、このような保険者の義務の履行とそれによる責任からの解放は、法律上の義務を果たしたもので法律上何の責任をも残さないとしても、社会的な効用として保険金の活用をより合理的になるように設計しようとする観点からすれば、明らかに検討すべき課題を抱えている。すなわち、上述のとおり、保険金の支払により紛争が生ずる可能性が高くなる背景には、保険金が一気に手中に収まったという事実に対する保険金受取人及びその関係者の日常生活と異なる感覚ないし錯覚という心理的要因が多分に作用していると言えるわけであり、保険金受取人及びその関係者がかかる感覚ないし錯覚を持つおそれ自体については、保険者側においても、認識ないし予測することが可能なものと思われる。また、不法行為や相続と異なり、保険関係は契約である以上、発生することが予測できる無用の紛争や混乱を、契約上の対処によって未然に防止することが法律上可能であり、また社会的にもそのことが期待されていると考えて差し支えない。このようなことから、従来の議論の中でも、保険金の合理的な支払形態については種々議論が行われてきたところであり、一般的な議論の傾向としては、全ての保険金を一括して保険金受取人に交付するのではなく、その時々において必要となる金額を順次交付していくことによって、前述した問題点の発生を避ける試みが行われてきたこと、及び、その中で、本稿が後に主張する信託の活用についても、様々な局面について検討が行われてきている⁶。その中でほぼ共通している前提としては、保険金受取人の事情を最もよく知っていることが期待される保険者あるいはこれと密接な関連を有する者を受託者として、保険金管理をより合理的に行おうとすることが挙げられる。

4 東日本大震災で死亡した者が未成年者に遺した保険金について、未成年者の後見人であった親族が当該保険金等を横領等したことにより有罪が宣告された近時の刑事事件として、仙台地判平成29年2月2日平成28年(わ)39号・79号・115号(仙台高判平成29年6月27日平成29年(う)47号で被告人の控訴を棄却、最決平成29年10月10日平成29年(あ)1302号で被告人の上告を棄却し、確定)。また、保険に関する事案ではないが、後見人の横領に関して、監督者である弁護士が認められた事例として、大阪地判平成25年3月14日平成22年(ワ)2795号金商1417号22頁(控訴審でも原審判決が維持されて確定。大阪高判平成25年9月25日平成25年(ネ)1265号)。また、家庭裁判所の監督義務違反に基づく国家賠償責任が認められた事例として、宮崎地判平成26年10月15日平成25年(ワ)327号判時2247号92頁(平成27年6月15日、控訴審で、国が2000万円の解決金を支払うこと等により和解。福岡高裁宮崎支部平成26年(ネ)239号)。

5 但し、近時の状況からすると、保険金受取人が、反社会的勢力または反社会的勢力の関係者であった場合には、かかる相手方に保険金を支払うことはできなくなるから、保険金受取人またはその関係者が反社会的勢力に該当していないかの確認は、別途必要となることが明らかである(保険に関する事案ではないが、債務者が反社会的勢力であることを知らずに貸付を行った銀行の負うべき信用保証契約上の注意義務について判示したものとして、最判平成28年1月12日平成26年(受)1351号民集70巻1号1頁参照)。実際、保険金の横領に際しては、横領者自身または横領者の背後に反社会的勢力に属する者が存在していることが少なからずあると予測されるため、かかる調査の手法と、万一誤って保険金を支払ってしまった場合の対処については、将来別途検討する必要があるものと考えられる。

6 従来の議論として、特集「生命保険信託の新たな展開」『信託フォーラム』5号(2016年)、野一色直人「生命保険信託と課税」信託研究奨励金論集36号(2015年)、神谷高保「信託と保険の複合的利用の研究」信託研究奨励金論集31号(2010年)。ごく最近のものとして、矢野慎治郎「家族信託と保険……障害疾病定額保険契約が家族信託に組み込まれる場合の法的構造(信託法・信託制度と保険法保険約款との関係)と保険実務上の課題を中心に」生命保険論集206号163頁(2019年)。

しかしながら、このような従来の議論での前提、すなわち、保険関係と保険金の管理関係とを連続させたものとして、保険関係における保険金の支払形態を調整することによって、保険金の管理に係る問題に対処しようとするには、次のような問題点が生じてくる可能性がある。

第1に、保険関係それ自体と保険金の管理関係とは明らかに異なるものであり、保険関係における事業体として有すべき能力や判断すべき事項、あるいは解決しなければならない問題点や法律上あるいは事実上の危険として認識すべき事項と、保険金の管理関係におけるそれらの事項等とは、大きく異なるものである。もとより、大型資産の管理は、管理する事業体自体に対しても相応の収益をもたらす可能性があり、実際、多くの業種において、様々な法律関係の外形を活用ないし利用して、事実上の資産管理関係が形成されていることは、周知の事実であると思われる。しかしながら、保険関係において、保険者が何よりも注意すべき問題点は、保険関係が形成された目的の中に違法なものや不当なものが含まれていないかであり、これらが具体的に顕在化するのには、保険金の支払の時点においてであるが、保険金の支払が完了した後においては、後日判明した事情によって保険金が違法あるいは不当に支払われたのではない限り、保険者の責任は法律上も事実上も完了することとなるのに対し、保険金管理においては、設定の段階で目的の不当性等についての検討はほとんど終了したものと考えて差し支えない一方、むしろ管理者が注意を払うべき事項として、保険金それ自体の合理的な価値の維持とそのための資産の運用等という、保険者の本来的な業務と能力や注意対象が明らかに異なる局面が生じてくる。保険関係を専門とする事業体が、どの範囲にまで事業を拡大すべきかの判断は、個々の事業体の問題であり、多様な事業体の存在によって保険契約者の選択肢は理論上増えることが期待できるが、いずれにせよ、保険関係の管理と保険金の管理とが質的に異なる以上、保険者が保険金管理まで業務の範囲を拡大することによって、事業上の費用や危険が増加するおそれがあることは、一般論として否定できない。

第2に、保険関係と保険金管理関係が連続して一体的な関係となることは、当該関係が極めて長期にわたることからして、円滑な関係の維持に対して不安定要素が生ずる可能性がある。従来の議論で一般に想定されている保険金の管理関係については、ある意味で「従来の経緯」を最もよく知っている保険者がそのまま管理者となっていることから、個別の事情に応じた柔軟な管理体制の構築や円滑な管理関係の形成が一般的に期待できる反面、前提となっていた保険関係と明らかに異なる注意対象や管理能力を必要とする保険金管理関係を継続して維持していくことが、事業体として必要な費用や負担を若干であっても増加させていることは明らかであり、ましてや管理関係上の責任が生ずる事態が発生した場合には、むしろ管理関係の形成が関係者全員にとって不利益となる結果がもたらされかねない。特に、信託に関しては、関係形成時における契約の内容にも依るものの、理論上の原則としては個別の関係について個別の信託関係が形成されることが求められているわけであり、大型資産の管理に関する事業体としての利益をどの範囲まで獲得することができるかについて、様々な不確定要素が存在していることも無視できない。さらに、何らかの事情で関係者間の人的関係に変化が生じた場合等においては、むしろ保険関係における人的関係を継続してきたことの利点が全て問題の発生原因となるおそれすら生ずる以上、法律上も実務上も、あまりに長期の法律関係が形成されることそれ自体が、極めて大きな不安定要因となると考えて差し支えない。そうすると、保険関係については、そもそも保険関係の形成から保険金の支払に到るまでが相当の長期間に及ぶことが少なくない以上、保険金が支払われて保険関係上の問題点や責任が生じなくなった時点で、一旦保険関係としては終了することが、むしろ望ましいものと思われる。

このように、今後における保険金管理のあり方としては、保険金受取人に合理的な方法で保険金を支払うことが求められる一方で、保険関係と保険金管理関係とをあまりに長期にわたって連続させることのないような、より合理的な制度ないし関係の設定が求められているということが出来る。同時に、保険関係と保険金管理関係とを分離させないようにすることの長所である、保険者の有する保険金受取人に関する情報を保険金管理に置いて合理的に活用することが仮に可能であるとすれば、保険金管理をより合理的に行うことができることも明らかであり、一見すると矛盾するように思われる上述した前提や問題点を、どのように調整すべきかについて改めて検討する価値は、理論上も実務上も極めて高いように思われる。

本稿は、以上に述べた問題意識に基づき、保険金管理における信託関係の活用について、従来の議論と

若干異なる観点から、考えてみようとするものである。以下では、まず保険金管理を保険金受取人の自由に任せておくことにより発生しうる紛争の原因について検討した後（2）、信託の利用によるかかる原因の除去の可能性を示したうえで（3）、さらに保険者の有する保険金受取人に関する情報の利用可能性について、今後の議論の方向性を含めて考察する（4）。

2 保険金の管理に関する紛争発生の原因

本稿で目的とする保険金の合理的な管理方法を検討するための前提として考えなければならないのは、本稿で問題視している保険金の管理権限ないし管理方法に関する紛争が生じる原因についてである。この点については、以下に述べるとおり、保険制度の側に主要な原因ないし欠陥があるわけではなく、むしろ財産管理に関する基本的な法理ないし原理それ自体の側に、専ら原因があるといえることができる。

第1に、前述のとおり、保険金が支払われた後における保険金受取人及び関係者の日常生活と異なる合理性の欠けた感覚ないし錯覚は、当該保険金が「自己の所有物」となったという感覚ないしは錯覚を前提とするものである。そして、周知のとおり、現行法における所有権は、法令で定められた例外を除いて、自己の所有物を自己の意思に基づいて自由に使用収益処分することができる⁷とされている。

この場合、具体的な財産の使用収益処分が当該財産の資産としての価値の維持や効用として合理的であるか否か、あるいは道徳的社会的に問題があるか否かは、所有権に基づく使用収益処分の法律上の効果に対して、原則として影響を与えない。従って、保険制度や保険契約が、いかに保険事故発生後における保険金受取人の社会的経済的・心理的利益に配慮した関係を設計していたとしても、肝心の保険金受取人ないしその関係者の「所有者」としての意思が合理性に欠けるものであった場合には、保険金の管理に関して紛争が発生することや、保険金が契約上目的とされていたものと異なる対象に費消されてしまうことは、事実上避けられないものとなる。

このように、保険金の管理に関する紛争が発生する原因として第1に挙げられるべきものは、保険金に関する所有権が保険金受取人に帰属しており、かつ、所有権に関する理論上の原則として、所有者の意思に従って自由に使用収益処分することが認められているという、現行法上の基本原理にあると言わなければならない。

第2に、これも前述のとおり、保険金の管理に関して紛争が生じた場合に事態が深刻なものとなるのは、保険金の管理が保険金受取人の親族等をはじめとする近親者により行われ、当該近親者が保険金受取人の利益に反するような保険金管理を行った場合である。しかしながら、現行法上、特に幼少者に関しては、親権者に代表される親族には、極めて広範な財産管理権限が与えられており、当該権限を抑制することができる局面は、管理権者と保険金受取人の利益が相反する状況が生じた場合等、極めて限られた、かつ技術的な局面でしか行うことができないこととなっている⁸。

実際、集団としての家族関係は、多くの者にとっての社会的・心理的な側面における絶対的な関係として、極めて大きな影響を維持し続けていることが否定できない以上、仮に親族ないし家族間で保険金管理に関する紛争が発生したとしても、裁判所を典型とする第三者がこの関係に介入することができるのは、紛争の一方当事者が訴訟として当該紛争に関する法律上の解決を求めた場合に事実上限られることとなるわけであり、家族の紐帯が精神的・文化的に強い場合などでは、仮に詐欺等の犯罪が行われた場合であっても、家族間では結局訴訟が提起されるまでには至ることは少なく、第三者からの訴訟に対して応訴する過程で

7 民法206条。我妻栄『物権法』（有泉亨補訂、新訂版、1983年）ほか通説。なお、所有権が制限される法律で定められた例外とは、禁制品の売買であるとか、不要物品の不法投棄の禁止であるとか、反社会性が極めて強い場合に限られており、所有権に基づく使用収益処分の効果が所有者本人の利益・不利益の範囲に留まっている限り、かかる所有権の行使に対して法律上の制限が加えられることは、ほとんどないものと考えて差し支えない。

8 民法824条及び826条。かつ、利益相反行為であるか否かの判断は、第三者から見た場合の形式的判断とならざるを得ないため、実質的に本人に不利益を与えるおそれがある行為でも、形式的に利益相反行為とならない場合には、民法826条の規定は適用されないものとされている。最判平成4年12月10日平成元年（オ）759号民集46巻9号2727頁。

初めて家族間での犯罪行為があった事実が明るみになるという事態も、珍しくないものと思われる⁹。

また、財産管理者を選任することが必要となる事態が生じた場合でも、多くの状況の下では、財産管理者の候補は親族の中から選任されることが多く、第三者が財産管理者として介入することとなるのは、当該親族における財産管理に横領の疑いがある場合等、極めて例外的な状況に限られているのが実情である。従って、幼少者等の財産管理に関して管理者を監督する立場にある機関ないし専門家といえども、特定の家族関係に対して過剰に介入することが望ましいとは考えられない以上、定期的に財産管理状況を報告させることを通じて、保険金管理を含む幼少者等の財産関係に関する不正や紛争の潜在的可能性を察知することが、管理者に対する監督としての限界とならざるを得ないように思われる¹⁰。

このように、保険金管理における紛争の原因として第2に挙げられるべきものは、現行法の下においてもなお実質的に存続し、裁判所を典型とする第三者からの介入を法律上も事実上も容易に阻止することを可能とする影響力を有していると考えられる、家族制度の構造それ自体にあると言わなければならない。

第3に、保険金受取人側の事情として、保険金管理において具体的にどのような金員が必要となるかという観点から、保険金管理の紛争の構造を考えると、保険事故が突発的な損害の発生ないしは関係者の死亡等の異常事態であった場合には、例えば損害からの原状回復や死亡者に係る葬式費用等、当該事態に対応することが可能な、ある程度まとまった金員が必要となることは明らかであるが、かかる事態への対処が一段落した後においては、保険事故発生前との状況変化に応じて多少の変動はありうるものの、従前の日常生活上必要となる範囲の金員が定期的に支給されることを以て足りる場合が多いと考えて差し支えない。しかしながら、保険事故が発生し、保険金が支給された後においては、具体的な個々の局面において現実に必要となる金員の額にかかわらず、場合により極めて遠い将来支給される筈であった金員と評価される部分についてまで、保険金受取人が現時点で手中にする事態が生ずることとなり、これが冒頭で述べた保険金に関する保険金受取人ないしその関係者の日常生活とは異なる合理性を欠いた感覚を引き起こす原因となっていると言うことができる。そうすると、保険金管理に関する紛争の原因のうち、この点については、保険事故発生後において保険契約に従って保険金が保険金受取人に支給されるという、保険契約の構造それ自体から生じているものであり、保険契約における保険関係、特に保険事故発生後における保険金の支給方法について、契約上の対処が功を奏するものと思われる。

もっとも、この場合において、単純に保険金の支給を保険事故発生前における保険金受取人が得ていた収入の構造と同一ないし類似させるだけでは、保険事故発生前とは異なる、別個の危険が保険金受取人に生ずることも無視できない。すなわち、保険事故が発生した後、保険金が保険金受取人に支払われる場合において、上述したような日常生活上必要とされる額のみを定期的に支給するという契約上の関係の下では、保険者の側に経済破綻が生じた場合、保険金受取人の権利は破綻した保険者に対する債権となっている関係上、保険契約の締結により保険契約者ないし保険金受取人が期待した効果の全部又は一部が、壊滅的な打撃を受けることとなりかねない¹¹。従って、保険契約上可能な対処として定期金給付を行おうとす

9 保険に関する事案ではないが、兄弟を主債務者とする連帯保証契約の錯誤無効が争われた事例として、新潟地判平成23年3月2日平成21年（ワ）147号、その控訴審である東京高判平成24年5月24日平成23年（ネ）2636号判タ1385号168頁があり、主債務者の経済状況や他の担保物件の担保価値等の重要な事実が明らかにならずに家族間で連帯保証が行われた結果、主債務者が破綻して保証人の資産に対する強制執行が行われた後、債権者である金融機関も乱脈経営が原因で破綻したため、整理回収機構が保証人に対してさらに保証債務の履行を求めて訴訟が提起された事案で、保証人がこの訴訟の段階に到って初めて当初の連帯保証の錯誤無効を主張し、第一審では錯誤無効が認められず保証人が敗訴したが、控訴審では錯誤無効が認められ、整理回収機構の請求が棄却された、というものである（控訴審で確定）。

10 なお、この場合でも、財産管理者の専門家でない者に他人の財産管理を行わせている関係上、一度か二度の報告不備や私的流用の事実を以て直ちに管理者として不適格であるとして解任等を行うことは事実上できず、かかる事態が数次に及び、かつ、監督機関からの必要書類等の提出や報告の履践等の勧告等にも従わなくなった段階で、初めて第三者を管理者として選任することが行われているのが実情のようである。保険金に関する事案ではないが、第三者である弁護士が財産管理人として選任され、従前の後見人が身上監護のみを継続して行うこととされた事例として、熊本地判平成26年7月18日平成26年（ワ）223号、及びその控訴審である福岡高判平成27年2月12日平成26年（ネ）665号判時2260号52頁参照。

11 実際、不法行為に基づく損害賠償等の請求が行われる裁判において、従来から、特に症状固定後の療養費用や介護費用等については、当該被害者における平均余命の算定が必ずしも容易でないことと相俟ち、一時払いでなく定期金払い

る場合には、具体的な局面ごとの支給の基準を明確にすることのみならず、相当程度の長期間にわたる、保険者の破綻のおそれがないことについて、保険契約者ないし保険金受取人からの信用を取り付ける必要が生じてくる。そして、この信用の取り付けに際して最も効果的である方法としては、当該保険金に対する保険金受取人の請求権が、保険者の経済的破綻によって法律上影響を受けないような関係を設定すること、すなわち、保険者の責任財産から保険金を法律上分離することが、理論上最も望ましいことは明らかである。

以上検討してきたとおり、保険金管理に関する紛争が生ずる原因について考えてみると、その主要な原因は、第1には所有権の絶対性であり、第2には家族関係の構造にあると考えることができる。他方で、第3に、保険事故発生直後に保険金全額を一括して保険金受取人に給付すること自体も、紛争の原因の一部を構成しているものと考えられ、この点については定期金給付を適宜組み合わせることで保険契約上の対処を行うことが合理的であるが、同時に、保険者の経済的破綻の危険がないことについて、保険契約者ないし保険金受取人からの信用の取り付けが必要であり、かかる信用の取り付けのためには、当該保険金と保険者の責任財産とを、法律上分離するような関係を設定することが有益であると考えられる。

以上を要するに、保険金の管理に関する紛争を未然に防止するためには、保険金の定期金給付を契約上設計するのみならず、管理者として家族関係と利害を持たない第三者を選任し、かつ、保険金受取人の所有者としての意思の一部についてまで、合理的な保険金の活用という観点から抑制をかけることが必要となる。このような、極めて複雑な、かつ、現行法上の基本原理についてまで修正を加えるような対処方法が果たして可能であるかが本稿の解決すべき課題として明らかとなったわけであるが、以下に項を改めて論ずるとおり、保険金の管理に関する上記のような紛争原因を法律上及び事実上封鎖することが可能な手法として、現行法上採用することが可能であるものとしては、信託関係の活用が最も有用であると言えることができる。

3 保険金の管理関係における信託の活用

信託とは、特定の財産（信託財産）について管理権限を有する者（受託者）が、当該信託財産から利益を受ける者（受益者）のために、当該関係について定められた目的（信託目的）に従って、当該信託財産を管理処分する法律関係である。信託に関する現行法は、平成18年に制定された法律第108号であり、実質的には、大正11年法律第62号として制定された旧信託法を改正したものであるが、旧信託法と現行信託法との理論上の顕著な違いは、信託関係の定義について、旧法下における債権説に明らかに沿ったものが改正され、上記のとおり、受託者が信託目的に従って信託財産を受益者のために管理処分していれば、全て信託の範疇に属するものとし、信託の基本構造に関する理論的な差異に対して無色中立の立場を採用したことにある¹²。従って、旧信託法以上に、現行信託法においては、信託目的の存在と、信託目的による

により賠償を命ずる方が被害者と加害者との実質的な衡平が図られる、という議論が根強くされてきた。その一方で、定期金払いに対する慎重論も同様に強く主張されており、その論拠としては、①被害者側が一時金を主張していることを無視して定期金払いを命ずることは被害者の救済に欠ける、②支払開始後における貨幣価値の変動のリスクを被害者側に負わせることとなる、及び、③加害者側が倒産するリスクを被害者側に負わせることとなる、とするものであった。裁判例も、被害者が一時金による支払を主張していること等から定期金払いによるべきであるとする加害者側の主張を斥けたものがある一方で、被害者と加害者との実質的衡平と、倒産リスクについては加害者が保険契約を締結している場合には保険会社の倒産リスクの有無を考慮すれば足りるとして、定期金払いを命じたものがある。千葉地八日市場支判平成14年8月30日平成12年（ワ）48号（一時金払い）、その控訴審である東京高判平成15年7月29日平成14年（ネ）5039号（定期金払い）。福岡地判平成23年1月27日平成20年（ワ）2654号（定期金払い）、その控訴審である福岡高判平成23年12月22日平成23年（ネ）247号・748号（一時金払い）、東京地判平成24年10月11日平成22年（ワ）33996号ほか（定期金払い）、その控訴審である東京高判平成25年3月14日平成24年（ネ）7139号（定期金払い）。なお、保険に関する事案ではないが、酒販年金制度が破綻したことにより、定期金給付が受けられなくなった事案として、東京地判平成18年4月24日平成16年（ワ）24027号判タ1207号109頁、及びその控訴審である東京高判平成18年10月25日平成18年（ネ）2834号判タ1257号152頁参照。

12 以下で解説する信託法及び信託関係に関する知識の詳細については、星野豊『信託法』（2011年）、及び、星野豊『信託法理論の形成と応用』（2004年）参照。

財産関係の管理処分拘束とが、信託の最も基本的な特徴となっており、かつ、信託目的の具体的内容や、信託関係における関係当事者間の具体的な法律関係の構造について、少なくとも信託法上は制限が設けられていない。

なお、信託目的と同様、受益権についても、個々の信託関係の中で自由にその内容を設定することが可能であり、受益権の行使ないし譲渡に関して制限を設けることもできれば、信託目的に沿わない受益権の行使は、受託者に対して強制することができない。他方で、受託者は前述のとおり、信託目的に従って信託財産を受益者のために管理処分する義務を負っており、信託目的に反して信託財産を管理処分した場合には、当該信託違反に基づく損害賠償責任を負うほか、必要に応じて信託財産を原状に回復させる義務を負う。さらに、受益者は、受託者が信託違反によって信託財産を第三者に譲渡した場合であっても、当該第三者が受託者の信託違反につき悪意または重過失があるときは、当該譲渡を取り消して、信託財産を取り戻すことができる。

加えて、信託財産は受託者が個人として有する固有財産とは別個独立の財産とされ、受託者個人の財産について発生した法律関係の変動について影響を受けず、例えば受託者個人の債権者は、信託財産に強制執行を行うことができない。また、受益者が有している権利も、前述のとおり信託財産から利益を受ける「受益権」であって、信託財産それ自体ではないため、受益者個人の債権者も、信託財産それ自体に対して強制執行を行うことはできず、受益権を差し押えてこれを行わせることができるのみである。そして、前述のとおり、受益権の内容は、信託関係の設定時において自由に定めることができるから、例えば債権者によって差し押えられた受益権について、信託財産からの受益を行うことができなくなる等、受益権による権利内容を制限的に設定することも可能である¹³。

このような信託関係は、当然保険金の管理を目的とする法律関係にも適用可能なものであり、本稿で取り扱っている保険関係にあてはめてみると、保険金が信託財産、信託目的は信託設定時に信託関係当事者が自由に合意により定めることができるが、例えば保険金受取人の中長期にわたる安定した生計の維持のために必要な給付及び予測外の支出を賄うために保全管理されること、保険金の管理者が受託者、保険金受取人が受益者、保険金受取人が信託関係に従って信託財産から必要な給付を受ける権利が受益権、ということになる。そして、前項末尾で列挙した保険金の管理に関する問題点の大半については、以下に述べるとおり、保険金の管理に関して信託関係を活用することによって、合理的に解決ないし対処することが可能であると考えられる。

すなわち、信託財産としての保険金から受益者としての保険金受取人に対してどのような局面でどのような給付を行うべきであるかについては、信託関係の設定に際して、自由に定めることができる¹⁴。また、前述のとおり、信託財産は受託者の固有財産とは分離され、受託者が経済的に破綻した場合に、保険金給付に係る権利が無価値となる危険を回避することができるから、信託財産に関する受益権行使としての保険金給付が相当長期間に及んだ場合であっても、保険金受取人である受益者としては、信託財産としての保険金自体が経済的に破綻する危険のほか、管理者である受託者の固有財産と信託財産との分離状況について、専ら注意を払えば足りることとなる¹⁵。

また、受託者となりうる者については、他人の財産の管理者として適格である者とされており、必ずしも保険金受取人の親族ないし家族に限られるものでないから、心理的な影響と私生活上の側面が大きい身

13 信託関係におけるかかる受益権の権利内容の制限は、信託設定に際して明らかにされているものであるため、信託関係の設定自体が債権者の利益を害する場合についてはともかく、設定された信託受益権の内容についての制限等は、債権者に対しても及ぶこととなる。

14 場合によっては、保険契約成立時に定めておいた保険金の支給方法を、信託関係の設定時において、事実上変更することも不可能ではない。この点に関するこれまでの研究として、野口夕子「保険金受取人の変更権、その行使方法をめぐって—信託法89条が今改正に与えた影響」生命保険論集175号63頁（2011年）がある。

15 但し、信託財産が他の財産と分離されているか否かについては、単に受託者の固有財産との分離だけでなく、他の信託財産との分離が適正に行われているかも、同時に観察しなければならない。そうすると、受益者が直接受益権を有しているわけではない他の信託財産に関して、受益者がどこまで自身が受益権を持つ信託関係に基づく情報開示請求権を行使できるかについては、理論上やや困難な問題が生ずる可能性がある。

上看護の部分のみを親族ないし家族に担当させ、保険金を含む財産管理に関しては、財産管理についての専門的知見を有する受託者を別途選任することも、十分可能なものと思われる¹⁶。

さらに、前述した信託の基本的特徴からすれば、信託財産の管理処分は、信託目的によって拘束されており、この信託目的による拘束は、信託財産を管理処分する権限を有する受託者のみならず、信託財産から利益を受ける権利を有する受益者も、信託財産との間で取引等の法律関係を有するに到った第三者にも、同様に適用されるものであるから、前述した保険金の管理に関する紛争の第1の原因として挙げられた、保険金受取人における、保険金の所有者としての意思の抑制についても、信託目的によって信託財産を拘束することによって、法律上も事実上も達成できることとなる¹⁷。

以上のとおり、保険金の管理について、信託関係を活用することは、信託の基本的な特徴である、信託目的による信託財産の拘束が関係当事者の全てに適用される点、及び、信託関係の内容、特に受益権の具体的内容を、信託設定時に自由に定めることができる点において、本稿で問題としていた保険金の管理に関する紛争の大半を、未然に防止する効果を生じさせることが、十分期待できるものと思われる。また、言うまでもなく、信託目的による信託財産の拘束は、受益者自身の恣意的な権利行使を防止するのみならず、受益者以外の第三者が受益権を侵害して信託財産から不当な利益を得ることをも同時に防止するものであるから、受益者自身に合理的な財産管理能力が期待できない場合、例えば、幼少、制限能力、浪費癖、遠隔地在住、傷病等の諸事情が存在する場合には、受益者自身に財産管理能力が備わっている場合以上に、信託関係を活用することによる効用が、より大きく期待できるものと思われる。

4 信託の活用に係る問題点と今後の課題

前項で述べてきたとおり、保険金の管理に関して信託関係を活用することは、保険金管理に関する紛争の発生を未然に防止するために、極めて大きな効果を発揮することが期待できるが、同時に、信託を活用するに際してなお残存する問題点について、さらに検討を加えなければならない。

第1に、前項で列挙してきた信託の長所については、信託財産の管理権限を有する受託者が、信託財産の管理処分を信託目的に従って適正かつ適切に行っていることが前提となっており、受託者による信託違反や、第三者による信託財産ないし受益権への侵害に対して、どこまで実効的な対応が可能であるかは、少なくとも理論上ないし法律上の権利の存在のみでは、貫徹できない側面があることは否定できない。特に、信託関係においては、受託者が信託財産の具体的な管理処分を行っている以上、信託財産に関する情報は受託者に集中することが避けられないから、受益者としては、信託関係が継続している間、適切に情報開示請求を行うことによって、受託者による信託違反のおそれを未然に防止することが必要となる。要するに、信託関係を円滑に運営することができるか否かが、受託者の能力ないし資質とある種の品格とに依るところが大きいとすると、信託関係の設定に際して、果たして誰を受託者として選任すべきかが、実

16 もとより、必要ないし状況に応じて、親族ないし家族を受託者として就任させることも可能であるが、この場合については、受託者となった者は信託目的に従って信託財産である保険金を管理処分する義務を負い、信託目的に反する管理処分を行った場合には、損害賠償と原状回復の責任を受益者に対して負うこととなる。前掲注9で示した、熊本地判平成26年7月18日平成26年(ワ)223号、及びその控訴審である福岡高判平成27年2月12日平成26年(ネ)665号判時2260号52頁参照。もっとも、この事案は、前記のような経緯で財産管理後見人が交代したにもかかわらず、従前の後見人が預金通帳等の引渡しを拒み、金融機関も従前の通帳を提出することに固執して通帳の再発行を拒絶したことから、後見人が金融機関を相手取って損害賠償を請求し、認容された、というものであり、家族関係者のみならず、第三者である筈の金融機関等においても、家族内で財産管理が行われることをむしろ当然視している傾向があることを、強く推測させるものである。

17 要するに、信託関係の下では、保険金受取人は保険金を信託財産とする信託関係の受益者であって保険金の所有者ではないから、所有者としての権利行使を行う余地はない。従って、保険金受取人が保険金の所有者としての地位を回復しようとする場合には、信託関係を終了させるほかないわけであるが、信託の終了についても、信託契約に特段の定めがない限り、原則として全ての信託関係当事者の承諾、すなわち受託者を含めた関係者全員の承諾が必要となるから、結局、保険金受取人へのみの判断や裁量によって、保険金を自由に管理処分できる可能性は、信託関係が存続している限り、事実上存在しないこととなる。

務上極めて重要な課題となるわけである¹⁸。

周知のとおり、現在の日本では、報酬を得て信託を業として受託する事業者として、信託業の免許を受けた銀行、すなわち信託銀行が存在しているが、商事信託関係の設定については、専門家としての管理者に管理を委ねる点で相応の報酬が発生することは当然であるため、信託財産の管理費用をさらに節減しようとする場合には、報酬の発生しない民事受託者を選任することができるかが、保険金の管理について信託関係を設定しようとした場合には、将来問題となる可能性が高い。例えば、保険金の保全と定期的かつ計算式が明らかな支払のみの財産管理を目的とする信託関係であれば、当該信託財産を合理的に運用して利益を追求することを目的とした信託関係と異なり、資産運用の専門的知見というよりも、むしろ財産の保全に関する法律上の知見を有する者を、民事受託者として選任する方が、むしろ保険金管理のための信託関係としては合理的であることとなる¹⁹。

具体的には、保険金受取人の顧問弁護士等について、民事受託者として財産管理を委ねることができるかについては、当該弁護士と依頼人との間のその他の法律関係との競合が、信託法上問題となる余地が果たして存在しないかどうか、弁護士としての報酬と、受託者としての報酬との関係をどのように考えるべきかが、今後の重要な検討課題となるものと思われる²⁰。これに対して、保険契約の保険者自身が、保険金管理のための民事受託者となることが可能かについても、実務上の検討は既に様々な角度から行われているようであるが、本稿の冒頭で述べたとおり、保険関係の管理と保険金の管理とでは管理業務の質と内容とが異なる面があること、及び、保険関係からの延長として保険金管理のための信託関係を設定した場合、全体としての契約関係ないし法律関係が極めて長期間にわたることの効果やそこから生ずる問題点の可能性についても検討する必要があることからすると、保険者自身が民事受託者となることについては、むしろ消極的な見解に立たざるを得ないように思われる。

実際、前述した問題点や検討課題を解決できた場合でも、保険者自身が受託者となる場合については、保険関係において保険者が負うべき義務内容と保険者が信託受託者として負うべき義務内容とが異なってくるため、議論が相当複雑になることが予測される。すなわち、保険契約の設定当初から、信託関係が並行して設定されていたとすると、保険事故が発生する前の段階では「保険金」は具体化していないわけであるから、当該信託関係における「信託財産」とは何を指すかが、解釈上の問題として生じてくる。他方で、保険事故発生後に信託関係を設定するものとする、保険事故が発生した後に果たして保険金受取人との間で信託関係設定の合意を支障なく取り付けられるかがそもそも不確定であるし、保険金受取人の保険金請求権が具体化した後においては、保険金受取人の債権者が、当該信託関係の設定を詐害行為であるとして取り消してくる可能性も否定できない。そうすると、保険事故発生前に、保険事故が発生したと同時に保険金に関して信託関係を設定する旨を保険事故の発生を条件として合意しておく、という法律構成が最も問題を生じさせないように思われるが、かかる条件付きの法律関係は、一般的に不安定要素を有することが否定できず、他の問題が付随して生じないかを、さらに検討していく必要があるように思われる。

第2に、信託関係を設定することによって、受益者としての保険金受取人に対してどのような税制が適用されることとなるかも、実務上無視できない問題点である²¹。日本における信託税制の基本構造は、信託関係に関する理論的な一般原則と異なり、信託財産を受益者が所有しているものとみなして課税するこ

18 実際、受益者側に取得した情報に関する解析能力がなかった場合には、受託者としては情報を開示してしまえば責任の大半を免れることとなりかねないわけであり、適切な第三者を監督機関として設ける等、かかる場合における受益者の保護を別途考える必要が生じてくる。

19 従来の研究として、宮本敏行「生命保険と民事信託」信託フォーラム3号94頁（2015年）。

20 弁護士を受託者とした場合における理論上の問題点のうち、最も厄介なものとしては、弁護士が顧客との関係で負っている「守秘義務」と、信託受託者として最も基本的な義務であると考えられている「情報開示義務」とが、ともすると実質的に抵触するおそれがあることである。この点に関して、信託関係上の義務が他の法律関係上の義務と比べて特に優先されるべき理論的根拠は存在しないから、事実上、どの範囲で機密事項を開示することとなるかは、結局受託者の裁量に任されざるを得ず、受益者の実質的利益が図られない危険性が避けられない事態が生ずることとなりかねないわけである。

21 これまでの研究として、野一色直人「生命保険信託をめぐる相続税法上の課税問題」税法学568号67頁（2012年）、佐古麻理「米国における生命保険および生命保険信託の課税関係」税法学572号71頁（2014年）。

とが原則であるが、信託関係が複雑になればなるほど、所得税、贈与税、相続税等が複雑に交錯する可能性が高くなり、まして信託財産の一部に海外に所在する財産が含まれていた場合には、当該国家からの税制も当然関係してくることとなるから、前項で述べた信託関係の活用の長所は、状況によって大きく減殺されることとなりかねない²²。

第3に、受益者以外の第三者が信託目的による制限を受け、信託財産からの利益を絶対に享受できないことは、理論的には受益者の利益を完全に擁護していることが明らかであるが、信託財産から利益を享受できない第三者が、違法ないし不当な手段を用いて利益享受や受益者の地位の獲得を狙う危険性を、どのように排除すべきかも問題となる。この問題は、最悪の状況の下では殺人を筆頭とする重大犯罪を誘発しかねない危険をも潜在的に有するものであり²³、法律関係において受益者と信託財産を保護するのみならず、事実上の財産及び人身上の安全をどのように確保すべきかを、実務上検討せざるを得ないであろう²⁴。

以上のとおり、信託関係の活用それ自体も、保険金管理に係る法律関係の一種である以上、様々な問題点が存在しており、結局保険金の管理を具体的に行う「人の問題」と考えざるを得ない面もあることは、否定できないところではある。

しかしながら、これまで検討してきたとおり、少なくとも法律論における理論的制度的議論の次元では、第三者である受託者をして、保険金受取人の実質的な利益保護に叶う信託目的に従って、信託財産としての保険金の管理を行うことは、現在発生している関係者間における問題点を、基本的に解決する方向に向けさせることができるものと思われる。また、本稿で提唱する具体的な保険金の支払形態は、既に保険実務で行われているところの、一時金と定期金給付とを組み合わせたものとなる可能性が高いわけであるが、本稿の提唱する信託関係の活用を併せて行うことによって、中長期にわたる保険金の支払に際し、当初の契約設定時に予測することができなかった事態が生じた場合において、信託目的を達成させるために最も合理的である対処を、受託者の臨機応変な判断に委ねることをも可能とする点において²⁵、単に保険契約の中で保険金の支払形態を所定の計算式に従って一律に制限する方法よりも、より柔軟に状況の変化に耐えることができる点でも、保険金の管理関係における信託の活用に基づく効用は、今後十分検討に値すべきものと考えられる。

そして、本稿の議論から明らかになったとおり、保険金の管理に関して信託を活用するに際して、最も実務上重要である点は、誰を受託者として選任するかであり、その際には、保険関係と保険金管理関係を別の法律関係として位置づけ、全体としての法律関係があまりに長期にわたらないようにする方が望ましいこと、しかし、保険関係において保険者が把握している保険金受取人に関する情報は、保険金管理

22 実際、生命保険金の定期金払いの租税上の取扱いに関しては、国税当局と相続人との間で解釈の相違が生じやすく、納税者の提起した更正処分の取消請求が認容される場合もあるようである。東京地判平成25年12月19日平成24年（行ウ）339号、及びその控訴審である東京高判平成26年9月11日平成26年（行コ）10号参照。もっとも、国際信託は、税制上は確かに本文中で指摘したとおり法律関係を複雑にする要素を抱えているものであるが、他方で、あらゆる権利関係を「受益権」という同一次元の権利関係に引き直すことによって、各国においてそれぞれ異なる権利として制定されている複雑な法律関係を、同一の信託関係における同一次元の受益権相互の関係に平準化、均質化するという、他の法律関係ではおおよそ達成できない長所を有している。このような信託関係の長所は、国際的な保険関係について生ずる種々の問題点の解決にも極めて有益な示唆を与えることが期待されるが、詳細については、別途研究の機会を持つこととしたい。

23 世界的に著名な推理小説である、コナン・ドイル『まだらの紐』（Sir Arthur Ignatius Conan Doyle, The Adventure of the Speckled Band）（1892年）の事件背景には、信託関係の設定に基づく、加害者と被害者との間における相続財産の配分方針、すなわち、被害者が死亡しない限り加害者は相続財産からの利益を一切受けられない、という法律関係が存在していた。

24 そもそも問題として、信託関係が自由に設定できるという理論上の原則は、逆に考えれば、保険金の管理として合理的とはおおよそ言えない内容の信託関係であっても、関係当事者が合意しさえすれば信託法上有効に成立してしまうことを意味しているから、保険金受取人の利益を合理的に擁護できるものとなるか否かは、正に信託関係当事者として保険者が実質的に関与することができるか否かに掛かっているわけであり、この点からも、保険契約が成立する当初の段階において、保険者が将来において支払われるべき保険金の管理に関して、合理的な信託関係の形成を主導していく役割が求められる所以であると思われる。

25 例えば、前掲注5で指摘した、保険金受取人またはその関係者に反社会的勢力が存在していた場合等においては、かかる事実が判明した時点で、残余の保険金や既に支払済の保険金に関する対処を、受託者の判断で合理的に行うことが、期待できるものと思われる。

のための信託関係においても極めて大きな価値を持つものであり、かかる情報の活用を図ることによってより合理的な保険金管理を行いことが期待できること、という一見すると対立しているように思われる2つの考え方をどのように調和させるか、要するに、保険者が保険関係の管理に専念すると同時に、合理的な信託関係の形成に対してどのような貢献が可能であるかという問題を、どのように考えるかべきかである。

このような状況の下における現段階での実験的な構想としては、損保・生保を通じて全保険業界を横断し、かつ、弁護士等の実務法律家や場合により理論家をも包摂した、公益機関又は準公益的機関としての「保険金受託機構」を設立させ、保険金管理に関する信託関係については、かかる保険金受託機構を受託者とすることが考えられる。このような機関における保険金管理に係る受託については、関連する法制度の整備が必要であることは言うまでもないが、少なくとも、保険関係と保険金管理関係を別の法律関係とできることは明らかであり、また、保険関係から保険金管理関係までの全体としての契約関係ないし法律関係が極めて長期に及ぶことも事実上防ぐことができる。さらに、機構自体の有する公益的性格からすれば、税制上の優遇措置を受けることが、商事受託者が受託する信託関係より期待できるものと思われる。

他方、この構想において最も深刻な問題となる点は、保険関係において保険者が有していた情報を、どのようにして保険金管理のための信託関係における情報として活用することができるかである。信託関係上の手法を駆使するのであれば、一旦保険金管理機構が受託した信託財産について、機構から保険会社に対して具体的な財産管理を委託し、実質的に各保険者が継続して保険金管理を行うことは、必ずしも信託法上違法ではないため、保険者と財産管理の専門家とが共同して具体的な管理業務を受任することにより、本稿冒頭で指摘した課題はおおむね達成できるものと考えられるが、信託関係当事者から委託を受けた関係者の数を増加させることは、理論的には財産の適正管理に資するものであるものの、実務上は関係者の数が増えた分の管理費用をどのように調整するかが、相当面倒な問題となってくる。

このように、この「保険金受託機構」構想は、実現するまでには多くの課題を乗り越えなければならないことが明らかであり、学界・実務界の両者における意見の交換が必要であるが、保険金管理における保険金受取人の実質的保護という現実の問題状況が既に明らかに存在している以上、近い将来においてかかる構想を基にした合理的な信託関係の形成を実現させるべく、関係者の努力が強く期待されるのである。

（了）

（人文社会系准教授）